

名護市介護保険事業者事故報告取扱要領

1 目的

この要領は、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、施設サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）が実施する介護保険サービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故の速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、介護サービスの質の向上と安心して利用できるサービス提供体制の確立を目的として定める。

2 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険サービスとする。

3 報告の範囲

各事業者は次に該当する場合は、名護市に報告を行うこととする。

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故その他重大な人身事故が発生した場合
 - ア 「サービスの提供による」とは送迎及び通院等の間の事故を含む。また、在宅の通所、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。
 - イ けがの程度については、医療機関で受診を要したものとする。
 - ウ 事業者側の過失の有無は問わない。
 - エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。
- (2) 職員（従業員）の法令違反・不祥事の発生
利用者へのサービス提供に影響を及ぼすおそれのあるもの（利用者からの預かり金の横領、個人情報紛失など）については、報告すること。
- (3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

4 報告先

各事業者は、3で定める事故が発生した場合は、名護市介護長寿課に速やかに報告すること。なお、各事業者は、被保険者が名護市以外の市町村に属している場合、当該市町村にも併せて報告すること。

※報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

〒905-8540

名護市港一丁目1番1号 名護市役所 福祉部 介護長寿課

電話：0980-53-1212 内線207 事故報告担当

5 報告の書式

別添「介護保険事業者事故報告書」を標準様式とする。

6 報告の期限

- (1) 第一報は、概ね5日以内を目安に別添様式内1～6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに報告先へ報告するものとする。但し、感染症などが発生した場合は直ちに報告すること。
なお、緊急で報告が必要な場合は電話にて報告可能とする。
- (2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

7 報告に対する名護市の対応

- (1) 事業所・施設の事故に対する対応（一連の処理）の確認
事故にかかる状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応（事実確認、指導監督等）を行う。
- (2) 所在地市町村において発生した事故において、事実確認等の必要がある場合は、県要領に基づき適宜、所在市町村に協力を求めるものとする。
- (3) 沖縄県または沖縄県国民健康保険団体連合会の対応が必要な場合の連絡調整
 - ア 沖縄県への報告等
指定基準違反の恐れがある場合又は以下の事由による事故の場合は、県要領に基づき、県へ報告するものとする。
 - (ア) 事故により利用者が死亡した場合
 - (イ) 利用者の身体拘束や虐待が事故の原因となっている場合
 - (ウ) その他、事例を他の事業者へ情報提供することにより、同様の事故の発生の防止に資すると思われる場合
 - イ 沖縄県国民健康保険団体連合会との連絡調整等
利用者・家族から事業者の対応について苦情があった場合は、適時事業者へ事実確認を行うとともに、必要に応じて利用者・家族に対し、沖縄県国民健康保険団体連合会の苦情申立て制度を紹介のうえ、連絡調整を行う。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。